健全化判断比率等の対象会計区分(令和5年度)

各比率の算定に係る対象会計の範囲を⟷で示すと下の表のとおりになります。

一般会計等		公営事業会計			一部事務組合・広域連合	地方公社・第3セクター等
			公営企業会計			
一　般　会　計	一般会計等に属する特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	公営企業に係る会計			
			法適用企業	法非適用企業		
	田富よし原処理センター事業特別会計	国民健康保険特別会計	上水道事業会計		中巨摩地区広域事務組合	笛吹川沿岸土地改良区
		後期高齢者医療特別会計	簡易水道事業会計		甲府地区広域行政事務組合	
		介護保険特別会計	公共下水道事業会計		東八代広域行政事務組合	
		地域包括支援センター特別会計	農業集落排水事業会計		三郡衛生組合	
					山梨県市町村総合事務組合	
					山梨県後期高齢者医療広域連合	
					山梨県西部広域環境組合	

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率